

大分県地域商業活性化支援（観光型）事業実施要領

（目的）

第1条 この事業は、観光客等を商店街等に誘導し、消費の拡大、まちなかのにぎわい創出につながる取組に対して市町村とともに支援し、地域商業の持続的発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この事業において「補助事業者」とは、第3条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）を行う事業実施主体に対し補助を行う市町村をいう。ただし、やむを得ず事業実施主体への直接補助とする場合は、補助対象事業を行う事業実施主体をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

（事業実施主体）

第4条 この事業において、事業実施主体は次の各号に該当し、観光客等を商店街等に誘導し、消費の拡大、まちなかのにぎわい創出につながる事業を適正に遂行できる者とする。なお、定款、規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体であること。

- (1) 法人格を有する商店街等の組織
- (2) 法人化されていない(1)に類する組織
- (3) 複数の商店街組織で構成された商店街連合団体
- (4) 民間事業者（商工会、商工会議所等の商工団体を含む）
- (5) 構成員・会員の約7割程度以上が中小企業・小規模事業者で組織された任意団体
- (6) その他知事が認めた団体

2 事業実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

（本事業における市町村の役割）

第5条 市町村は、計画申請時から事業実施完了に至るまでの間、県と協働して実施主体に必要な指導・助言を行い、主体的かつ積極的な役割を果たすものとする。

（事業計画書の提出及び採択）

第6条 補助対象事業の採択を要望する事業実施主体は、事前に市町村に協議し同意を得るものとする。当該市町村において、補助対象事業として助成可能と判断した場合、事業実施主体は次に掲げる書類を市町村あて提出するものとする。また、関係書類の提出を受けた市町村は、大分県地域商業活性化支援（観光型）事業に関する補助事業採択要望書（様式第1号）を添えて知事に提出するものとする。

(1) 地域商業活性化支援（観光型）事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

- 2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査した上で、支援の採否を決定し、大分県地域商業活性化支援（観光型）事業採択通知書（第4号様式）により、市町村あて通知するものとする。
- 3 事業採択通知を受けた市町村は、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

（助成措置）

第7条 知事は、予算の範囲内において、第6条の規定により採択された事業について、別に定める大分県地域商業活性化支援（観光型）事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

附則

この要領は、令和7年度の予算に係る大分県地域商業活性化支援（観光型）事業費補助金から適用する。

別表

事業内容
<p data-bbox="252 360 1393 439">観光客等を商店街等に誘導し商店街等のまちなかのにぎわい創出につながる事業に対する助成</p> <p data-bbox="280 488 1310 521">※事業実施において、デジタル活用等による効果的な情報発信を行うこと。</p> <p data-bbox="268 571 384 604">(取組例)</p> <ul data-bbox="292 613 1214 770" style="list-style-type: none">・観光地からの商店街への誘致（商店街を経由したルートの提案等）・宿泊場所からの商店街への誘客（夕食利用・二次会利用）・大学生や学生発案のアイデアを具現化する事業・外国人観光客に対する情報発信の強化 <p data-bbox="280 819 1174 853">※従前から実施している事業で、単に継続実施するものは対象外</p> <p data-bbox="280 862 959 896">※事業実施期間のみに効果が留まる事業は対象外</p> <p data-bbox="1142 945 1174 978">等</p>